

アンケート結果のポイント

1 平成18年1月14日から2月26日までの期間、全国20歳以上の男女の中から無作為に選ばれた8300人を対象としてアンケート調査を行った。有効回答数は5172（62.3%）である。裁判員制度への参加に関する国民の参加意欲、参加の障害となる事由、参加可能日数等について実情を把握する上で極めて有益なデータが提供されていると考える。

2 この調査では回答者の6割がなお、裁判員として「参加したくない」又は「あまり参加したくない」と回答している。しかし、「参加したくない」又は「あまり参加したくない」と回答している者であっても、参加可能な連続審理期間の質問に対し、その全員が「一日も参加できない」と回答しているわけではなく、特定の審理期間を挙げて参加可能と回答している。例えば、「あまり参加したくない」と回答した者の約6割が「3日以内」「4～5日」といった審理期間の短い裁判には参加可能と回答している。

国民に裁判員として現実に協力してもらえるかどうかは、単に「参加したい」「参加したくない」といった意欲の点だけではなく、参加の障害となる様々な社会的条件によって大きく影響を受けるものと考えられる。今回のアンケート調査は、こうした障害事由を概括的に把握していくことを試みたものである。

3 この調査において、裁判員として参加するにあたっての障害事由の筆頭に挙げられているのが「日程調整が大変」という回答であり、「心理的に不安」との回答を上回る結果となった。これまでの各種の調査では、いずれも「人を裁く自信がない」とか「不安である」といった心理的要因が最も大きな障害となっていたが、この調査ではじめて客観的な障害が筆頭となった。その理由を推測すると、裁判員法成立後1年半を経過し、各種の広報活動等を通じて徐々に制度の理解が進んできたのではないかとと思われるうえ、今回の調査においては、事前に制度に関する詳しい資料を読んでもらった上で回答を求める方式をとったため、「裁くことへのおそれ」といった心理的な不安よ

りも「日程調整」という現実的な問題がクローズアップされたのではないかと考えられる。今後「心理的不安」の内容をさらに明らかにし、その解消に努めるとともに、社会生活上の現実的な障害事由の解消・軽減に向けた制度の検討と広報活動を進めていく必要がある。

- 4 この調査によって、国民が裁判員として参加するにあたって、それぞれの職業や社会生活上の立場が障害事由として大きな関わりをもつことが明らかとなった。例えば、回答の4割近くを占めるサラリーマンは、全体の中でも参加意欲は高いが、参加日数には制約があり、その理由としては、「長い間仕事を代わりの者に任せることができない」が約6割を占めている。したがって、こうした障害事由を解消し、あるいは軽減することができればより多数の参加が期待できるようになると考えられる。また、全体の約1割5分を占める専業主婦は、その4割以上が、「育児・介護をしなければならない家族がいる」を障害事由と回答しており、この点がこのグループの参加意欲を低める要因となっていることが窺われる。

今後は、こうした社会的実態を踏まえ、「経営者の理解を深める」「介護施設や育児施設を利用しやすくする」といった基盤の整備や、手続の見直しなどを進めることにより、国民の裁判員としての参加の一層の促進を図っていく必要がある。

- 5 一方、今回の調査では、審理期間3日以内の事件については、回答者の過半数から参加可能という回答を得たものの、審理期間にある程度長期を要する事件においていかに国民の参加を促進するかという課題が明らかとなった。裁判員裁判の手続検討を一層進めてできる限り審理の充実・迅速化を図ることはもとよりであるが、この種の事件については、視点を変えた対応の必要性についても検討する必要がある。

回答者の約3割が裁判員裁判に参加することが困難な特定の月が予め決まっていると回答している点、また、回答者が5日の予定を入れる場合にその約5割が1か月半前以内に予定の調整を始めるといった点は、今後、できる限り裁判員制度の設計又は運用に反映させていきたい。

1 裁判員としての参加意欲（資料1）

回答結果の内訳（比率）は、「参加したい」及び「参加しても良い」と回答した者の合計が27.6%、「参加したくない」及び「あまり参加したくない」と回答した者の合計が61.6%である。

内閣府裁判員世論調査では、「参加したい（参加したい及び参加しても良い）」とする者が25.6%、「参加したくない（参加したくない及びあまり参加したくない）」と回答した者の合計が70.0%であったので、本調査では「参加したくない」と回答する者がより少なくなったという特徴があるものの、依然として6割を超える回答者が裁判員に参加したくないと回答している。

2 参加意欲別にみた参加可能日数（資料2）

「参加したくない」又は「あまり参加したくない」と回答する者のすべてが「一日も参加できない」と回答しているわけではない。特に、「あまり参加したくない」と回答する者の約6割は、「3日以内」「4～5日」といった特定の審理期間について参加可能と回答している。

3 裁判員として参加する場合の障害事由（資料3）

回答結果の内訳（比率）は、「裁判所に行くまでの移動が大変である」が26.4%、「裁判所に数日間行くための日程調整が大変である」が65.3%、「金銭上の負担が生じる」が23.7%、「心理的に不安である」が53.4%、「自分の健康や体調が心配である」が21.0%、「家族の健康や体調が心配である」が12.5%、「その他」が7.9%、「特にない」が4.8%、「わからない」が1.5%である。内閣府裁判員世論調査では、心理的要因が最も多いのに対し、本調査では、日程調整が理由としてより多いという特徴がある。

4 回答者の属性別にみた環境整備の必要性（資料4-1, 4-2）

国民（サラリーマン）が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備に対する要望として、全体では、経営者・幹部の理解（66.8%）が最も多く、ついで有給休暇化（56.9%）、経済補償（59.0%）、日程の都合考慮（45.4%）が続いている。日程調整よりも広報啓発や新たな制度化ニーズが大きいことが判明した。

国民（介護者・養育者）が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境

整備に対する要望としては、介護施設や育児施設の利用可能（69.2%）が最も多く、次いでこうした施設を利用した場合の経済的な補償（66.5%）、制度周知（41.6%）、日程の都合考慮（40.7%）が続いている。

5 裁判員の参加促進に向けたきめ細やかな施策（資料5-1, 5-2, 6）

回答者全体の中のどのようなグループがどのような参加に関する障害を有するかについて、例えば、全体の37.4%を占めるサラリーマンは、全体の中でも参加意欲は高いが、参加日数には制約があり、その理由としては、「長い間仕事を代わりの者に任せることができない」が約60%を占めている。したがって、こうした障害事由を取り除くよう働きかけることによって、より多数の参加の促進が期待できるようになると考えられる。また、全体の14.4%を占める専業主婦は、その44.7%が、「育児・介護をしなければならない家族がいる」を障害事由と回答しており、この点がこのグループの参加意欲を低める要因となっていることがうかがわれる（資料5-1, 5-2）。

今回のアンケート調査の結果に基づき、国民の間において現在の障害及び参加に関する潜在的可能性について全体の傾向に比べてより顕著な特色の見られたグループを析出することができるが、こうしたグループの持つ特色は、資料6に挙げられたとおりである。こうした各グループに対しては、同資料に参加拡大策の例として掲げられているような可能な限りグループの特性を踏まえたきめ細やかな対応が望まれる。

6 裁判に参加できる日数

(1) 全体の構成（資料7）

回答結果の内訳（比率）は、「1日も参加できない」が29.1%、「3日以内」が38.9%、「4日～5日」が7.8%、「6日～10日」が1.6%、「11日以上」が3.5%、「わからない」が19.1%である。

審理期間が長くなればなるほど参加可能人数は減少し、5日を超えるとその数は激減する。6日以上的事件について参加可能と回答した者は全体の5.1%にとどまっている。このことは、審理期間が長くなればなるほど裁判員の確保は難しくなり、特に6日以上的事件については裁判員の確保が相当困難であることを示している。

(2) 参加可能日数別・回答者の属性の内訳（資料8-1, 8-2, 8-3）

職業別にみた裁判への最大連続日数の分布を絶対値でグラフ化すると資料8-1のとおりである。

参加可能日数別に回答者の属性の変化を見ると、「3日以内」「5日以内」「5日超」と審理期間が長くなるにつれて、お勤め（経営管理者・社員・職員など）が44.9%→29.7%、お勤め（パート・アルバイト）が14.8%→9.1%、自営・自由業が15.0%→9.9%と有職者層が減少し、無職層が9.9%→33.1%と増加する（資料8-2）。

これを年齢別にみると、30代が19.6%→12.9%、40代が19.6%→12.9%、と減少し、60代が17.4%→28.1%、70代が6.6%→14.8%と増加する（資料8-3）。

(3) 参加可能日数別にみた参加意欲（資料9）

参加可能日数と参加意欲との相関関係をみると、参加可能日数が高ければ高いほど参加意欲が高い。「一日も参加できない」と回答した者のうち、「参加したくない」又は「あまり参加したくない」と回答した者は全体の84.6%に上るのに対し、5日超参加可能と回答した者のうち、「参加したい」又は「参加してもよい」と回答する者は69.9%に上っている。そうすると、5日超参加可能と回答する者は、全体の5.1%と少数にとどまり、かつ、社会的立場も一定のグループが厚くなる傾向があるものの、参加意欲は非常に高いということがいえる。

7 特定月の繁閑と障害事由

(1) 総論（資料10-1, 10-2）

国民生活上、裁判員裁判に参加することが困難な特定の月が予め決まっている者はほぼ3人に1人である。それらの者において、参加できないことがあらかじめ決まっている月としては、12月が最も多く、3月、4月、8月がこれに次いで多い。この理由として、どの月も仕事がおおむね8割以上を占める。

(2) 回答者の属性等からみた特定月の繁閑と障害要因（資料11-1, 11-2）

これを回答者の属性等から分析した場合、特に属性による違いがあらわれるのが、職業別及び職種別である。

8 日程調整に関する国民の要望

(1) 国民の参加を拡大する日程調整（資料12-1, 12-2）

裁判日数が4～5日の場合、完全連日開廷では全体の12.9%が参加可能と回答するのみであったが、休廷日を入れて4～5日を開廷するとした場合、この人数は全体の32.4%と、2.5倍拡大する。

また、裁判日数が6～10日の場合、完全連日開廷では全体の5.1%が参加可能と回答するのみであったが、休廷日を入れて6～10日を開廷するとした場合、この人数は全体の18.6%と、3.6倍拡大する。

ある程度長期の審理を必要とする事件については、その審理期日は完全連日開廷とするのではなく、適宜休廷日を入れる方が多くの国民が参加しやすくなるということが判明した。

(2) 事前調整のタイミング（資料13-1, 13-2）

アンケート結果によると、5日の予定については回答者の47.0%が1か月半以内に、10日の予定については48.4%が2か月前以内に予定の調整をはじめることが判明した。この調査結果は、裁判員候補者に対し、裁判員選任手続期日について、どの程度余裕をもって連絡したらよいかを判断するうえで参考となる。